平成２８年（再イ）第３４号

愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字流188番地

再生債務者　馬場　規之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再イ）第４７号

兵庫県伊丹市桑津３丁目６番33号

再生債務者　西口　幸延

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第５９号

兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目158番地　サンシャルム昆陽池501号

再生債務者　辰野　栄一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第３号

北海道日高郡新ひだか町静内吉野町３丁目２番１号

再生債務者　佐藤　　純

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日

札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２８年（再イ）第４号

北海道浦河郡浦河町字白泉50番地の４

再生債務者　岸田　一馬

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日

札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２８年（再イ）第５号

栃木県那須塩原市橋本町７番４号

再生債務者　大田原　栄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（再イ）第８号

長野県岡谷市川岸中１丁目25番５号

再生債務者　小林　龍則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（再イ）第７号

滋賀県長浜市公園町２番44号

再生債務者　岡田　　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２８年（再イ）第３５号

広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地205

再生債務者　佐々木　優

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月10日

広島地方裁判所民事第４部

工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 383 号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。

平成 29 年２月 24 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成29年２月１日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
170379ＪＰ	東亞合成株式会社 東京都港区西新橋一丁目14番１号	東亞合成株式会社　Ｒ＆Ｄ総合センター 愛知県名古屋市港区昭和町８	抗菌性試験
000135ＪＰ	株式会社コスモス・コーポレイション 三重県度会郡度会町大野木3571番地２号	株式会社コスモス・コーポレイション　松阪事業所 三重県松阪市桂瀬町718番地１	照明器具電気的特性試験 光源色試験

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第３号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 29 年２月 24 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名（道路名）	区　　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	茨城県猿島郡境町大字長井戸字ビハ砂６番２から 茨城県つくば市新井字馬捨場59番１まで

２．指定する期日　　平成29年２月26日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 29 年２月 24 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	茨城県猿島郡境町大字長井戸字ビハ砂６番２から 茨城県つくば市新井字馬捨場59番１まで